事 前 評 価 調 書

I	事業概要												
事	業名	道路	事業										
地	!区名	一般県道作手菅沼平瀬線											
事業箇所		愛知県豊田市宇連野町											
事業の あらまし		野原 この	一般県道作手菅沼平瀬線は、主要地方道岡崎設楽線(新城市作手菅沼)と国道 473 号(豊田市野原町)を結ぶ地域内幹線道路である。 このうち当該区間は下山地域の重要な生活幹線道路であるが、幅員狭隘のため車のすれ違いが 困難な状況であり、あわせて線形が不良で見通しが悪く、円滑な通行の支障となっている。 このことから、建設部方針2020の11の取組方針の内「山間や離島などの暮らしを支える 基盤整備」に対して、山間地域の道路網形成を促すとともに、安全で安心な生活基盤の向上を図 るため、道路改良事業により、一般県道作手菅沼平瀬線の現道拡幅を行うものである。										
事業目標		【達成(主要)目標】 (1) 山間や離島などの暮らしを支える基盤整備 【副次目標】 -											
+	· ** #		事業費										
事業費			3.6億円	■ エ	■工事費 3.4 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.1 億円								
事業期間		採択	予定年度	2020 年月	020 年度						2026 年度		
事業内容		現道	見道拡幅(延長:L=0.6km、車線数:完成1車線、幅員 W=5.0m)										
Ⅱ 評価 1) 必要 ①事業の必要性 判別		<u> </u>	(1) 山間や離島などの暮らしを支える基盤整備 本路線は下山地域における生活幹線道路であるが、幅員狭隘により車のすれ違いも困難な状況であるとともに、線形不良により視距が悪く、交通安全上の課題がある。 これらの課題を解消するため、現道を拡幅し線形を改善する道路改良工事を行う必要がある。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 交通の円滑化および安全性確保のため、事業実施の必要性がある。										
②事業の実効性	1) 事業計画		【事業計画]	2222	2024	2022	2022	0004	0005	2000		
			種区分	査・設計 引地補償 工事 (億円)	2020	2021	2.7	2023	2024	2025	0.9	合計 3.6	
	2) 地元			に対し事業	より早期整備の要望を受けている。 対し事業説明会を開催し、合意を得られている。								
	判定	2	A:事業計画の実効性が期待できる。 B:事業計画の実効性が期待できない。										
	十 小人	・ ・円滑な事業環境が整っており、計画の実行性が確保されている。											

Ⅲ 対応方針(案)

事業実施が

事業実施が妥当である。: 上記①~④の評価ですべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

妥当である

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

道路拡幅による交通の円滑化状況。視距確保による交通安全性の向上状況。